

## 第4章 個別施策の展開

# Chapter 4

---

## 第4章 個別施策の展開

## Chapter 4

### 第1節 基本目標1 地球環境分野

## 脱炭素社会と循環型社会の実現を目指します

地球温暖化を防止するため、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用・普及促進に取り組み脱炭素社会の実現を目指すとともに、3Rを推進し持続可能な循環型社会の形成を促進します。

### 1 位置付け

本節は、「足利市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

### 2 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、温室効果ガスとして7種類のガスを定めていますが、本計画において対象とする温室効果ガスは、温室効果ガスの中で最も多くの割合を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### 3 温室効果ガス排出状況

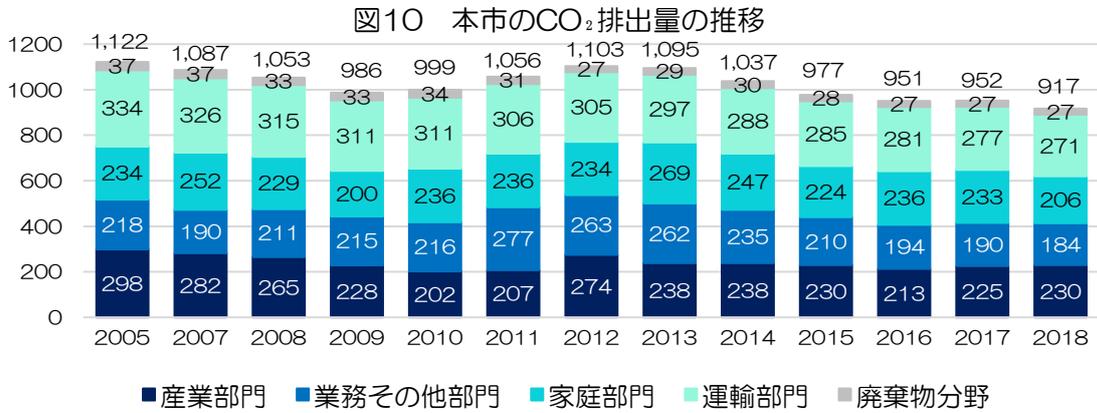
本市は、平成27（2015）年度に策定した足利市地球温暖化対策実行計画区域施策編において、令和3（2021）年度における温室効果ガス排出量（現状趨勢による推定値）を平成17（2005）年度比で6.3%削減することを目標に掲げ、取り組んできました。本市の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の推移は図10のとおりで、平成24（2012）年度以降減少傾向にあります。平成30（2018）年度の温室効果ガス総排出量は約917千t-CO<sub>2</sub>で、平成17（2005）年度比では約18.3%減少しており、目標に向け順調に推移しています。

なお、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）各部門の内容は表7のとおりです。

表7 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）各部門・分野の内容

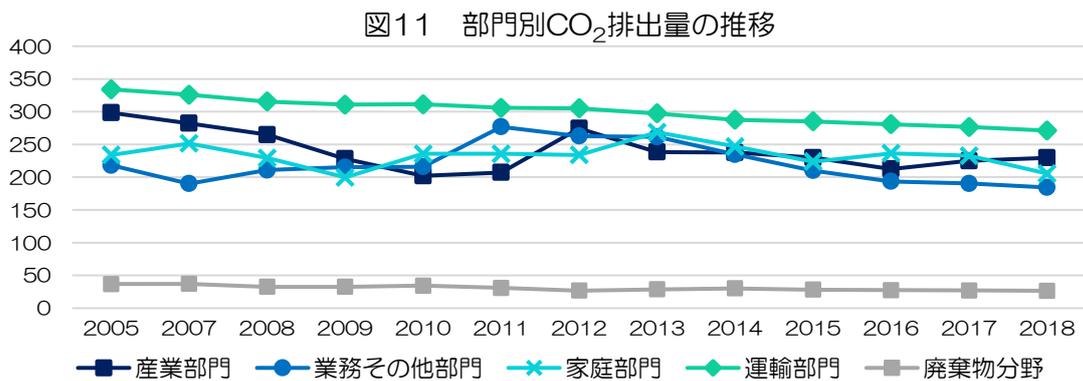
ガス種	部門・分野	説明
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
	業務その他 部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。 （自家用自動車からの排出は運輸部門で計上）
	運輸部門	自動車（貨物・旅客）、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。
非エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴う排出。

部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の推移は図 11 のとおりです。近年の排出量は業務その他部門、家庭部門、運輸部門において概ね減少傾向にあります。産業部門は増加傾向にあります。



資料：環境省「部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計」より一部加工して作成

注 端数処理の都合により、排出量の合計値が位置しない場合があります。



資料：環境省「部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計」

平成 30（2018）年度の本市及び栃木県ならびに国の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成比を比較すると、本市は産業部門の割合が少なく、家庭部門と運輸部門の割合が多いことがわかります。排出割合が多い部門については、排出量の削減に重点的に取り組む必要があります。

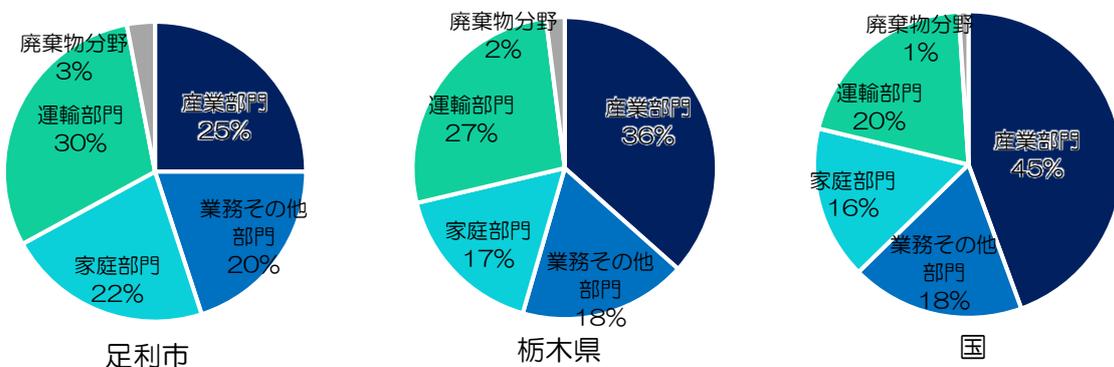


図 12 足利市・栃木県・国の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成比

#### 4 温室効果ガス削減目標

本市は、国が「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）において示す温室効果ガス削減目標（2030年度までに2013年度比で46%削減）の部門・分野別削減量に基づき、削減目標を以下の通り設定します。

**2030年度までに2013年度比-46.6%**

総排出量及び部門・分野ごとの目標値と削減率は表8のとおりです。

図13 温室効果ガス削減目標



※ 温室効果ガス排出量は2年遅れで公表されるため、環境基本計画の計画期間（令和4（2022）年度～令和11（2029）年度）とCO<sub>2</sub>排出量が把握できる期間に2年の差があります。

表8 部門・分野ごとの削減目標

（排出量の単位：千t-CO<sub>2</sub>）

項目	基準値 H25（2013）年度	目標値 R12（2030）年度
総排出量	1,095	585（▲46.6%）
産業部門	238	148（▲38.0%）
業務その他部門	262	128（▲51.0%）
家庭部門	269	91（▲66.0%）
運輸部門	297	193（▲35.0%）
廃棄物分野	29	25（▲15.0%）

## 5 施策の内容

### 施策の体系

本計画における重点施策として取り組みます。

#### 1-1 脱炭素社会の実現★



- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 再生可能エネルギーの有効利用

#### 1-2 循環型社会の実現★



- (1) 3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進

### 1-1 脱炭素社会の実現

#### 具体的な施策

##### (1) 省エネルギーの推進

##### ア 省エネルギーの推進

項目	内容
エネルギー管理の徹底	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、大規模施設におけるエネルギー管理の徹底を図ります。
公共施設の省エネルギー化	公共施設の照明にLEDを導入するなど省エネ機器の導入を推進し、施設の省エネ化を図ります。
市役所の省エネ行動の徹底	「第4次足利市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、市役所内における省エネ行動の徹底を図ります。
家庭への省エネ機器の導入支援	家庭における省エネ機器の導入を支援します。
緑のカーテンの設置促進	家庭等における緑のカーテンの設置を促進し、遮熱による省エネを図ります。

## イ 脱炭素型ライフスタイルの推進

項目	内容
COOL CHOICE の推進	市民や事業者に向けて「COOL CHOICE」の普及啓発を行い、地球にやさしい行動を促します。 【関連】P84 環境に配慮した行動の啓発・推進
スマートムーブの促進	鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進等を行い、過度な自動車利用から環境負荷の少ない移動手段への転換を図ります。
エコカー・エコドライブの推進	電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）などのエコカーの普及やエコドライブの推進に努めます。
グリーン購入の推進	環境に配慮した物品等の優先購入を推進します。

## (2) 再生可能エネルギーの有効活用

### ア 再生可能エネルギーの利用拡大

項目	内容
公共施設での再生可能エネルギー利用拡大	公共施設の新・増・改築にあたっては、再生可能エネルギーの利用を検討します。
家庭への再生可能エネルギー設備導入支援	家庭への太陽光発電などの再生可能エネルギー設備導入を支援します。

### イ エネルギーの地産地消

項目	内容
エネルギーの地産地消	エネルギーの地産地消に向けて、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を検討します。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度 （H25（2013）年度）※1	R11（2029）年度 （38.4）
1	温室効果ガス排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ） （削減率（%））	1,095 （H25（2013）年度）※1	675 ※2 （38.4）
2	住宅省エネルギーエコポイント 累計交付者数（人）	172	1,400
3	生活路線バス利用者数（人）	122,424	180,000

※1 温室効果ガスの削減目標は、平成 25（2013）年度を基準にしています。

※2 温室効果ガス排出量は2年遅れで公表されるため、令和 11（2029）年度の目標値は  
令和9（2027）年度の実績値を採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・電化製品を購入する際は、省エネルギー型の製品を選ぶ。
- ・家庭で緑のカーテンに取り組む。
- ・COOL CHOICE についてよく理解し、地球にやさしい行動を心掛ける。
- ・電化製品はエコモードで使用するなど、電力消費量の削減に取り組む。
- ・使わない機器のコンセントを抜くなど、待機電力の削減に取り組む。
- ・地産地消を意識し、できるだけ地元で生産されたものを購入する。
- ・公共交通機関や自転車、徒歩など、環境負荷の少ない移動手段を選ぶ。
- ・車を購入する際は、EV や PHV などのエコカー購入を検討する。
- ・エコドライブを心掛ける。
- ・エコマーク商品など、環境ラベルのついた商品を購入する。
- ・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用、設備の導入を図る。

## 事業者の取組

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。
- ・環境マネジメントシステムやエコアクション 21 などの導入を図る。
- ・省エネ機器の導入を図る。
- ・COOL CHOICE についてよく理解し、地球にやさしい行動を心掛ける。
- ・こまめな消灯、使わない OA 機器のコンセントを抜くなど、オフィスの節電に取り組む。
- ・クールビズ、ウォームビズを採用する。
- ・エコ通勤や、外出・出張時等のスマートムーブを推奨する。

- ・車を購入する際は、EV や PHV などのエコカー購入を検討する。
- ・エコドライブを心掛ける。
- ・グリーン購入・グリーン契約を推進する。
- ・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用、設備の導入を図る。

## Column 8 地球温暖化対策につながる 「栃木県民」が取り組む 15 のこと

栃木県では、県民に地球温暖化対策につながる製品、サービス、ライフスタイルを選ぶ賢い選択「COOL CHOICE」に取り組んでもらうため、地球温暖化対策だけでなく健康で快適な暮らしを実現する 15 項目を取りまとめています。2050 年カーボンニュートラル実現のため、一人ひとりが日常生活の中でこれらのことを心掛け、取り組んでいきましょう。



(出典：栃木県気候変動対策課)

## 1-2 循環型社会の実現

## 具体的な施策

## (1) 3Rの推進

## ア ごみの発生抑制・減量化

項目	内容
プラスチックごみの発生抑制	マイバッグ運動の推進とともに、レジ袋の削減をはじめとしたプラスチックごみの発生抑制に関する取り組みを進めます。
生ごみの減量化	生ごみ処理機器の購入に対して補助を行うなど、生ごみの減量化を促進します。
食品ロス削減	「もったい9（ナイン）運動」などの普及啓発を通して食品ロス削減に取り組みます。
家庭用廃食用油の拠点回収	家庭用廃食用油回収の普及啓発を行います。 【再掲】 P74 生活排水に関する市民への啓発

## イ ごみの分別と資源化

項目	内容
分別の徹底	市民や事業者に対し積極的な啓発、指導を行い、正しいごみの分別や出し方の徹底を図ります。
資源化の推進	容器包装プラスチックや紙類の分別・資源化を進めるなど、徹底した資源化を推進します。
資源ごみ集団回収の促進	資源ごみ回収の担い手となる団体に報奨金を交付するなど、地域における資源ごみの集団回収を促進します。

## ウ 3Rの啓発

項目	内容
ごみ減量アクションプログラムの実施	燃やせるごみ削減のため、市民・事業者に対しごみ減量の重点行動を啓発し、目的達成に向けた行動を促します。
3Rプラス1の推進	3Rに市民一人ひとりが自分に合った行動をプラスする「3Rプラス1（ワン）」の推進に取り組みます。
3Rに関するイベント・講座等の実施	市民向けに3Rに関する講座や小学生向けのごみ減量授業等を開催し、循環型社会の形成に関する意識の啓発を推進します。 【関連】 P82 環境に関する講座等の実施 P85 イベント・講座の実施

## (2) ごみの適正処理の推進

### ア ごみの適正処理

項目	内容
不法投棄等の防止	不法投棄は違法行為であることを強く認識してもらうため、市民への周知を徹底します。また、職員によるパトロールの実施やクリーンリーダー等との連携により不適正排出や不法投棄の防止に努め、まちの美化に取り組みます。
ポイ捨ての防止	空き缶等のポイ捨て防止のため、のぼり旗の設置や街頭啓発等を通して環境マナーの啓発を行います。 【再掲】 P 79 ポイ捨て防止のための啓発

### イ ごみ処理施設の管理・整備

項目	内容
施設の管理	ごみ処理施設（クリーンセンター、最終処分場）の適切な維持管理に努めます。
施設の整備	循環型社会の実現や災害廃棄物の処理等に対応したごみ処理施設を計画的に整備し、適正処理を推進します。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
4	1人1日当たりの 燃やせるごみ排出量（g）	914	779

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・買い物時はマイバッグを持参し、レジ袋を買わない。
- ・過剰包装の商品は買わない、過剰包装を断る。
- ・捨てる前に再利用できないか考える。
- ・フリーマーケット、バザー、リユースショップなどの利用を増やす。
- ・生ごみをたい肥化する。
- ・生ごみの減量のため、水切りを行ってから捨てる。
- ・食品ロス削減のため、食べ切り、食材の使いきり、冷蔵庫の在庫チェックを心掛ける。
- ・家庭で使用した天ぷら油は廃食用油拠点回収に出す。
- ・ごみの正しい分別を徹底する。
- ・資源回収やリサイクル活動などに参加する。
- ・3R プラス 1 に取り組む。
- ・不法投棄・ごみのポイ捨てをしない。

### 事業者の取組

- ・レジ袋の削減に取り組む。
- ・リターナブル容器などの利用拡大を図る。
- ・食品ロス発生防止に取り組む。
- ・ペーパーレスなど省資源に取り組む。
- ・ごみの正しい分別を徹底する。
- ・事業により発生する資源ごみのリサイクル率を上げる。
- ・資源回収やリサイクル活動などに参加する。
- ・ごみの排出抑制や再生利用・再資源化を考慮した製品の開発・販売に努める。
- ・法令に沿った適切な廃棄物の処理を行う。
- ・不法投棄をしない。

## 第2節 基本目標2 自然環境分野

# 豊かな自然を未来に守り継ぎます

森林、河川、緑地などの多様な自然環境の適切な保全に努めるとともに、生物多様性を未来に守り継ぐための取り組みを行います。

### 施策の体系

本計画における重点施策として取り組みます。

#### 2-1 自然の適切な保全★



- (1) 森林の保全
- (2) 農地、里地里山の保全
- (3) 河川の保全

#### 2-2 生物多様性の保全★



- (1) 外来生物対策
- (2) 野生生物と生態系の保全

### 2-1 自然の適切な保全

#### 具体的な施策

##### (1) 森林の保全

###### ア 森林の多面的機能の保全

項目	内容
山林の適切な維持管理	森林の持つ多面的機能の維持保全を図るため、森林所有者等と連携して奥山林や里山林の適切な維持管理を推進します。
山林火災防止	入山者や地域住民等に対し、煙草や焚き火等の取り扱いについて注意喚起するとともに、防火対策について啓発し、山林火災予防に取り組みます。

## (2) 農地、里地里山の保全

## ア 農地等の保全

項目	内容
優良農地の保全	農業振興地域内の優良農地の適切な保全に努めます。
農村環境の保全	農業・農村が有する多面的機能を適切かつ十分に発揮させるため、地域の共同活動を支援します。
農業用ため池の保全管理	農業用ため池を適切に保全管理し、農業用水を供給するとともに、生物多様性に配慮しつつ決壊による被害防止対策を実施します。

## イ 農地の保全を通じた環境保全

項目	内容
環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施	農業農村整備事業の実施にあたっては、効率的な農業を行いつつ環境への負荷や影響を回避・軽減し、生物多様性や農村景観に配慮して取り組みます。
環境保全型農業の推進	耕畜連携による稲わらおよび堆肥の有効活用、化学肥料等の使用低減による環境保全型農業を推進し、生物多様性の確保と環境の保全を目指します。

## ウ 里地里山の保全

項目	内容
里地里山の保全	自然環境の恩恵が途絶えないよう、里地里山の保全に努めます。
森林病虫害等の被害防止	景観に調和した里山林を守るため、環境に配慮した手法で森林病虫害等による被害を防止します。
生活環境保全林の維持管理	市民の憩いの場として整備された生活環境保全林を維持管理し、市街地に残された貴重な自然を守ります。 【関連】P77 良好な緑地の保全
里山整備の支援	野生獣を人里に近づけないようにするための里山林整備を支援し、住宅地、通学路周辺の安全・安心を確保します。

## エ 環境保全意識の啓発

項目	内容
体験学習を通じた 環境保全意識の啓発	農業体験学習等を実施することにより、将来を担う世代への自然環境の保全に対する意識の向上に努めます。 【関連】 P70 自然保護意識の啓発 P82 環境に関する講座等の実施 P85 イベント・講座の実施

## (3) 河川の保全

### ア 河川・水辺環境の保全

項目	内容
自然環境に配慮した整備	河川の改修や河川敷における施設整備にあたっては、治水上の措置との調整を図りながら、生態系を含めた自然環境にも配慮した整備について検討します。 【関連】 P70 自然環境に配慮した開発
市民参加による 美化活動の支援	住民の河川愛護活動など地域と一体となった河川環境の保全を進めます。 【関連】 P78 公園・河川等の美化 P84 市民・地域等への支援

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
5	多面的機能支払交付金 活動面積カバー率（％）	18.3	35.2
6	一般排水路等整備率（％）	41.7	42.1
7	河川愛護会数（団体）	51	52

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・ 山林などにおける火気の取り扱いには十分に注意する。
- ・ 自然体験学習等に参加し、環境保全の大切さを学ぶ。
- ・ 河川等の美化活動など、地域の自然保護活動に積極的に参加する。

## 事業者の取組

- ・山林などにおける火気の取り扱いには十分に注意する。
- ・環境保全型農業を推進し、環境に配慮した農業に努める。
- ・開発事業等を行う際は、周辺の自然環境および生態系の保護・保全に十分に配慮し、影響を最小限に抑えるよう努める。
- ・河川等の美化活動など、地域の自然保護活動に積極的に参加する。

## 2-2 生物多様性の保全

## 具体的な施策

## (1) 外来生物の対策

## ア クビアカツヤカミキリ対策

項目	内容
被害拡大防止	クビアカツヤカミキリについて周知し被害の注意喚起をす るとともに、県や近隣市町等と連携して的確な防除を進め、 被害の拡大を防ぎます。
被害木の伐採	クビアカツヤカミキリの被害が進行し、回復が困難な木もし くは落枝・倒木等により二次的な被害が想定される木につい て、伐採を進めます。
市民等と協働した防除	クビアカツヤカミキリによる被害状況の把握、被害撲滅のた め、市民や地域などと協働して防除に取り組みます。 【関連】 P85 クビアカツヤカミキリ防除研修

## イ 外来生物対策

項目	内容
外来生物対策	特定外来生物をはじめとする生態系等に影響をおよぼすお それのある外来生物の注意喚起を行うとともに、対策を進め ます。

## (2) 野生生物と生態系の保全

### ア 生態系の保全

項目	内容
生態系の保全	絶滅危惧種や希少種等の野生動植物について、分布状況の把握に努め、生息環境の保全に努めます。
自然環境に配慮した開発	開発行為等に対し、地域における自然環境の特性や生物多様性・生態系への配慮を求めます。 【関連】 P 68 自然環境に配慮した整備 P 77 景観と調和した施設等の設置
自然保護意識の啓発	環境レポーター活動や環境観察会などへの参加を通して、野生動植物や生態系を守る意識の啓発を行います。 【関連】 P 68 体験学習を通じた環境保全意識の啓発 P 79 学習を通じた環境保全意識の啓発 P 82 環境に関する講座等の実施 P 82 環境学習の機会の提供 P 85 イベント・講座の実施

### イ 鳥獣被害の防止

項目	内容
鳥獣被害の防止	イノシシ、シカ等野生鳥獣の適切な保護管理を行うとともに、防護柵の設置等被害防止対策を進めます。また鳥獣被害が深刻化する地域においては、地元関係組織と連携を図り、効果的な被害防止策を講じます。

## 指標

指標 番号	項目 (単位)	基準値	目標値
		R2 (2020) 年度	R11 (2029) 年度
8	環境観察会参加者数 (人)	280 (令和元 (2019) 年度) ※	320

※令和2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により環境観察会が全て中止となったため、令和元 (2019) 年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・クビアカツヤカミキリの防除に協力する。
- ・生態系や人の生命・身体、農産物等に被害を及ぼすおそれのある外来生物について理解し、「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来種被害予防三原則を守って適切な行動を取る。

- 野鳥や植物、昆虫、水辺の生き物など、生き物を大切にする。
- 自然に生えている植物を持ち帰らないようにする。
- 環境レポーター事業や環境観察会等に参加し、地域の生態系について学ぶ。

### 事業者の取組

- クビアカツヤカミキリの防除に協力する。
- 生態系や人の生命・身体、農産物等に被害を及ぼすおそれのある外来生物について理解し、「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来種被害予防三原則を守って適切な行動を取る。
- 自社の周辺や地域の自然環境・生態系の保全に協力する。
- 開発事業等を行う際は、周辺の自然環境および生態系の保護・保全に十分に配慮し、影響を最小限に抑えるよう努める。

### 第3節 基本目標3 生活環境分野

## 健康で安心して暮らせる環境を守ります

市民の皆さんの健康で安心して暮らせる生活を確保・維持するため、公害発生の未然防止のための取り組みを行うとともに、生活排水等を適切に処理し、水環境の保全に努めます。

#### 施策の体系

##### 3-1 公害の防止



- (1) 騒音、振動、悪臭の対策
- (2) 大気汚染、水質汚濁の対策
- (3) 土壌汚染、地盤沈下の対策

##### 3-2 水環境の保全



- (1) 公共用水域の水質の保全
- (2) 健全な水循環の確保と地下水の保全

#### 3-1 公害の防止

##### 具体的な施策

##### (1) 騒音、振動、悪臭の対策

##### ア 騒音・振動対策

項目	内容
騒音・振動対策	環境騒音、自動車騒音、振動などについての調査を定期的実施し、実情に応じて対応します。
公害対策事前協議	工場・事業場の新築や増築の際には、「足利市の公害対策事前協議指導要領」に基づき、騒音・振動防止対策等における指導を強化します。

## イ 悪臭対策

項目	内容
悪臭対策	工場・事業場の悪臭に関する調査を実施し、悪臭防止法や栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき実情に応じて対応します。

## (2) 大気汚染、水質汚濁の対策

## ア 大気汚染対策

項目	内容
光化学スモッグ・PM2.5 対策	光化学スモッグ注意報等の発令やPM2.5の注意喚起情報の周知・対応を迅速に行います。
工場パトロール	工場・事業場に対し、県と共同して公害防止工場パトロールを実施し、大気汚染物質等の適正管理を指導します。

## イ 水質汚濁対策

項目	内容
水質調査	公共用水域の水質調査を行い、結果を公表します。
異常水質事故対策	公共用水域において油や有害物質による異常水質事故が発生した場合、被害を最小限に抑えるため「足利市異常水質事故緊急対策要綱」に基づき的確に対応します。

## (3) 土壌汚染、地盤沈下の対策

## ア 土壌汚染対策

項目	内容
適切な埋立の指導	「足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、適切な埋立の指導や安全性の確保に努めます。

## イ 地盤沈下対策

項目	内容
地下水の適切な採取	「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、揚水施設や地下水の採取量を把握して、地下水の適切な採取及び合理的な利用を図ります。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
9	公害苦情年間件数（件）	34	30

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・騒音、振動、悪臭の発生防止を心掛ける。
- ・河川や道路側溝等に油や燃料など水質汚濁の原因となる物質を流さない。

### 事業者の取組

- ・公害関連の法令、条例、規制等の遵守を徹底する。
- ・事業所からの騒音、振動、悪臭の発生防止に努める。
- ・大気汚染物質の適正管理を徹底する。
- ・土砂等の埋立て等を行うときは、土壌汚染及び土砂災害等が発生しないよう適切な措置を取る。
- ・製造工程等から発生する汚水の処理を徹底する。
- ・地下水の適切な使用管理に努める。

## 3-2 水環境の保全

### 具体的な施策

#### （１）公共用水域の水質の保全

##### ア 生活排水の適切な処理

項目	内容
公共下水道への 接続の促進	各種助成制度の充実や普及啓発などにより、下水道への接続を促進します。
合併処理浄化槽の 設置促進	合併処理浄化槽の設置等に対する助成制度や普及啓発の実施により、合併処理浄化槽の設置を促進します。
生活排水に関する 市民への啓発	下水道を正しく使用するように啓発を行います。
	家庭用廃食用油回収の普及啓発を行います。
	【再掲】 P63 家庭用廃食用油の拠点回収

## (2) 健全な水循環の確保と地下水の保全

## ア 健全な水循環の確保

項目	内容
水源かん養機能の保全	土壌浸透等による水源かん養機能を持つ森林や水田などの農地の適切な保全管理に努めます。

## イ 地下水汚染対策

項目	内容
地下水の水質調査	有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、県とともに地下水の水質の調査を進めます。

## 指標

指標番号	項目(単位)	基準値	目標値
		R2(2020)年度	R11(2029)年度
10	生活排水処理人口普及率(%)	89.9	95.0

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・公共下水道などの計画がない区域では、合併処理浄化槽の設置に努める。
- ・シャワーや歯磨きの時など、水を使う際には節水を心掛ける。
- ・調理くずや油を台所のシンクに直接流さない。
- ・家庭で使用した天ぷら油は廃食用油拠点回収に出す。

## 事業者の取組

- ・所有する森林や農地等の適切な保全管理に努める。
- ・地下水の適切な使用管理に努める。

## 第4節 基本目標4 快適環境分野

### 自然と歴史が調和した快適な環境を整備します

良好な都市基盤施設や自然・歴史的資源などを保全・活用し、足利らしい景観を形成するとともに、快適に暮らせる環境を整備します。

#### 施策の体系

##### 4-1 快適な都市空間の保全



- (1) 良好な都市景観の保全
- (2) 公園・緑地の整備と緑化の推進
- (3) 環境美化活動の推進、マナーの啓発

##### 4-2 歴史・文化的環境の創出



- (1) 歴史・文化的遺産の保全
- (2) 歴史・文化的遺産の活用

#### 4-1 快適な都市空間の保全

##### 具体的な施策

###### (1) 良好な都市景観の保全

###### ア 計画に基づいたまちづくり

項目	内容
足利らしい景観づくり	足利市都市計画マスタープランや足利市景観計画に基づいてまちづくりを進めるとともに、自然や歴史的景観、各地域の個性豊かな景観を守り足利らしい魅力的な景観づくりを進めます。

## イ 都市景観の保全

項目	内容
良好な都市基盤施設の整備	良好な景観を維持するため、自然や地域の特性と調和した公共施設などの都市基盤施設の整備に努めます。
景観と調和した施設等の設置	市街地における大規模施設建設等の際は、周辺市街地の景観に調和・配慮し、良好なまちなみが形成されるよう努めます。
	中山間地などにおける再生可能エネルギー発電設備等の設置の際は、景観との調和を図るとともに周囲の環境保全に努めます。 【関連】 P70 自然環境に配慮した開発
屋外広告物の規制	栃木県屋外広告物条例に基づき、周囲の景観と調和するよう屋外広告物の設置を適切に規制・誘導します。

## ウ 自然景観の保全

項目	内容
山麓・田園風景の保全	緑に囲まれた山麓風景やふるさと感じさせる田園風景など本市の豊かな自然と調和した景観の保全に努めます。
河川景観の保全	渡良瀬川は本市の特徴となる貴重な景観資源であり、本市の景観を構成する重要な要素としてその保全と活用を図ります。

## (2) 公園・緑地の整備と緑化の推進

## ア 公園の整備

項目	内容
都市公園の整備	都市公園については、土地区画整理事業などと連携しながら整備します。整備にあたっては公募設置管理制度（Park-PFI）など民間の資金やノウハウを有効に活用し、誰もが快適に利用できる「緑や水のオープンスペース」を整備します。

## イ 緑地の保全と活用

項目	内容
良好な緑地の保全	市街地に残る良好な緑地（樹林地等）の保全に取り組みます。 【関連】 P67 生活環境保全林の維持管理
河川緑地の保全と活用	河川緑地については、自然景観を保全して潤いのある水辺空間を創出するとともに、憩いや潤いの場、スポーツ・レクリエーションの場として活用します。

## ウ 公園・緑地等の維持管理

項目	内容
施設の改修・維持管理	公園・緑地の老朽化した施設の更新などを行うとともに、地域のニーズに即した機能や配置の再編を進めます。
市民参加による維持管理の支援	公園愛護会や街路樹愛護会などによる公園等の維持管理を支援します。 【関連】 P78 公園、河川等の美化 P84 市民・地域等への支援

## エ 緑化の推進

項目	内容
市民参加による緑化の推進	市民と行政との協働により、都市景観に配慮した花や緑あふれる人にやさしいまちづくりと、「次代への緑の贈りものづくり」に取り組みます。

### (3) 環境美化活動の推進、マナーの啓発

#### ア 市民等と協働した環境美化活動

項目	内容
まちなかの美化	クリーン散歩や花火大会後の清掃活動など、市民等のボランティアと協力してまちの美化活動に取り組みます。 【再掲】 P84 市民と協働した美化活動
公園、河川等の美化	公園愛護会や街路樹愛護会、河川愛護会などによる美化活動や維持管理活動を支援します。 【関連】 P68 市民参加による美化活動の支援 P78 市民参加による維持管理の支援 P84 市民・地域等への支援
ハイキングコースの美化	地区観光協会の協力のもと、ハイキングコース等の美化活動を行い美しい自然環境と景観を守ります。

## イ 環境保全意識・マナーの啓発

項目	内容
ポイ捨て防止のための啓発	空き缶等のポイ捨て防止のため、のぼり旗の設置や街頭啓発等を通して環境マナーの啓発を行います。 【再掲】 P64 ポイ捨ての防止
学習を通じた環境保全意識の啓発	環境に関するポスター・標語や講座など、環境学習の機会を通して環境保全意識の向上や環境マナーの啓発を図ります。 【関連】 P70 自然保護意識の啓発 P82 環境学習の機会の提供
飼い犬・飼い猫のふん害防止のための啓発	飼い犬・飼い猫のふん害防止のため、広報紙での啓発や看板の配布等を通して環境マナーの啓発を行います。

## 指標

指標番号	項目(単位)	基準値	目標値
		R2(2020)年度	R11(2029)年度
11	建築・景観賞累計応募件数(件)	397	460
12	公園・街路樹愛護会数(団体)	70	72
7	河川愛護会数(団体) 【再掲】	51	52

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・多くの市民が利用する公園や河川緑地などは、皆が快適に利用できるよう心掛ける。
- ・生垣や花壇の設置など、住まい周辺の緑化を心掛ける。
- ・出かけたときはごみを持ち帰り、ポイ捨てはしない。
- ・地域の緑化活動や美化活動に積極的に参加する。
- ・散歩中の飼い犬のふんは必ず持ち帰る。
- ・猫は室内で飼う。

## 事業者の取組

- ・開発行為や大規模施設・設備の建設等を行う際は、周囲の景観との調和を図るとともに、本市の豊かな自然景観を損なわないよう十分配慮する。
- ・事業所の看板設置に際しては、まちの景観形成に十分配慮する。
- ・敷地内に樹木や花を植えるなど、緑化に努める。
- ・地域の緑化活動や美化活動に積極的に参加する。

## 4-2 歴史・文化的環境の創出

### 具体的な施策

#### (1) 歴史・文化的遺産の保全

##### ア 文化財の保護・継承

項目	内容
文化財の指定・登録	文化財の滅失や散逸を防ぐため、指定・登録の推進を図ります。
文化財保護の支援	指定文化財の維持管理に対する補助を実施し、価値の高い歴史文化遺産の維持・保全に努めます。
文化財を守る人材の育成	文化財関係団体や、文化財の保護について指導・相談に応じる地域人材を育成し、文化財の保護を推進します。 【再掲】P85 文化財保護

##### イ 史跡の整備

項目	内容
史跡の整備	史跡足利学校や史跡樺崎寺跡などの整備を計画的に進め、歴史・文化的環境を保全します。

#### (2) 歴史・文化的遺産の活用

##### ア 歴史的景観づくり

項目	内容
景観重点地区	景観重点地区に指定した史跡足利学校・鏝阿寺周辺地区において、本市の歴史と文化を代表する魅力ある景観づくりを進めます。

##### イ 歴史・文化的遺産の活用

項目	内容
文化財の公開	文化財を通して足利市の歴史や文化に対する理解、関心を深めるため、市内の指定・登録文化財を公開する機会を設けます。
史跡足利学校の活用	史跡足利学校の意義を全国に発信するとともに市民文化の向上を図るため、史跡足利学校をテーマにした講座や史跡足利学校を会場としたイベント等を実施します。
観光PR	史跡足利学校・鏝阿寺をはじめとする歴史・文化的遺産の積極的なPRを行い、観光の活性化を図ります。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	
		R2（2020）年度	目標値 R11（2029）年度
13	歴史的まちなみ修景補助件数（件）	54	72
14	文化財関係講座などへの 子どもの年間参加者数（人） 【再掲】	31 (令和元（2019）年度）※	50

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講座（子ども考古学教室）が中止となったため、令和元（2019）年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・ 歴史・文化的遺産に対する関心を深める。
- ・ 歴史・文化的遺産の保護・保全に協力する。
- ・ 文化財を大切にす。
- ・ 地域の文化活動や祭り等に参加し、地域の歴史や文化に親しみを持つ。

## 事業者の取組

- ・ 歴史・文化的遺産の保護・保全に協力する。
- ・ 地域の文化活動、祭り等への参加や協力・支援を心掛ける。
- ・ 開発事業等を行う際は、周囲の歴史・文化的景観の保全と文化財等の保護に十分配慮する。

## 第5節 基本目標5 環境教育分野

### 多様な主体とともに環境保全に取り組みます

環境を守るために市民、事業者などの各主体が自発的に考え行動できるよう、環境教育の機会や内容を充実させて人材を育成するとともに、各主体と連携して環境保全に取り組みます。

#### 施策の体系



#### 5-1 環境保全意識の啓発

##### 具体的な施策

##### (1) 環境学習の推進

##### ア 環境学習の推進

項目	内容
環境に関する講座等の実施	<p>環境保全意識の啓発のため、環境観察会などの自然と触れ合うイベントや出前講座等を実施するとともに、内容の充実に努めます。</p> <p>【再掲】 P 85 イベント・講座の実施 【関連】 P 63 3Rに関するイベント・講座等の実施 P 68 体験学習を通じた環境保全意識の啓発 P 70 自然保護意識の啓発</p>
環境学習の機会の提供	<p>学習を通して環境保全意識の向上を図るため、市内小中学生を対象に環境レポーターや環境に関するポスター・標語を募集し環境学習の機会を提供します。</p> <p>【関連】 P 70 自保護意識の啓発 P 79 学習を通じた環境保全意識の啓発</p>

## イ 環境教育の充実

項目	内容
環境教育の充実	児童生徒が身近な環境を大切にする態度や心を育むとともに、地球規模の環境問題にまで関心を広げ、よりよい環境づくりに進んで参加できる実践力を育てます。

## (2) 環境情報の収集・提供

## ア 環境情報の収集・提供

項目	内容
環境情報の収集・提供	地球温暖化など環境に関する情報の収集・提供に努めます。

## イ 市の取組の情報発信

項目	内容
「足利の環境」の発行	年に一度「足利の環境」を発行し、環境の状況や市が行う環境保全の取組などの情報発信を行います。
SNS等を活用した情報発信	市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、市の環境に関する取り組みについて積極的な情報発信を行います。

## 指標

指標 番号	項目(単位)	基準値	目標値
		R2(2020)年度	R11(2029)年度
8	環境観察会参加者数(人) 【再掲】	280 (令和元(2019)年度)※	320

※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により環境観察会が全て中止となったため、令和元(2019)年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・環境に関する講座、イベント等に積極的に参加する。
- ・環境について自主的に学び、日常生活や地域などの活動に活かす。
- ・環境に関する情報に関心を持つ。

## 事業者の取組

- ・従業員への環境学習を推進し、従業員一人ひとりの環境保全意識の向上を図る。
- ・市や地域等が実施する講座に講師を派遣するなど、環境教育・学習の推進に協力する。
- ・環境に関する自社の事業活動について情報公開する。

## 5-2 環境保全活動の推進

### 具体的な施策

#### (1) 環境保全活動の推進・支援

##### ア 市民、地域、事業者等と協働した環境にやさしいまちづくり

項目	内容
環境にやさしいまちづくりの推進	市民、市民団体、地域、事業者などと協働し、環境にやさしいまちづくりを推進します。
市民と協働した美化活動	クリーン散歩や花火大会後の清掃活動など、市民等のボランティアと協力してまちの美化活動に取り組みます。 【再掲】 P78 まちなかの美化
市民・地域等への支援	公園愛護会や街路樹愛護会、河川愛護会などの市民団体や地域（自治会等）などによる環境保全活動を支援します。 【関連】 P68 市民参加による美化活動の支援 P78 市民参加による維持管理の支援 P78 公園・河川等の美化
企業への支援	事業者における環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001に関するセミナーを開催するなど、積極的に環境問題に取り組む企業を支援します。
環境に配慮した行動の啓発・推進	日常生活での環境保全行動や「COOL CHOICE」の普及啓発を行うとともに、一人ひとりが環境に配慮した行動に取り組める仕組みづくりを進めます。 【関連】 P60 COOL CHOICE の推進

## (2) 環境保全活動を担う人材の育成

## ア 環境を守る人材の育成

項目	内容
クビアカツヤカミキリ 防除研修	市民や地域（自治会等）を対象にクビアカツヤカミキリの防除研修を実施し、地域の自然を守る人材を育成します。 【関連】 P69 市民等と協働した防除
イベント・講座の実施	環境保全意識の啓発のため、環境観察会などの自然と触れ合うイベントや出前講座等を実施するとともに、内容の充実に努めます。 【再掲】 P82 環境に関する講座の実施 【関連】 P63 3Rに関するイベント・講座等の実施 P68 体験学習を通じた環境保全意識の啓発 P70 自然保護意識の啓発
	幼いころから環境保全を身近なこととして捉え日々の行動に移せるよう、未就学児から参加できるイベント・講座を実施します。
文化財保護	文化財関係団体や、文化財の保護について指導・相談に応じる地域人材を育成し、文化財の保護を推進します。 【再掲】 P80 文化財を守る人材の育成

## 指標

指標 番号	項目	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
14	文化財関係講座などへの 子どもの年間参加者数（人） 【再掲】	31 （令和元（2019）年度）※	50

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講座（子ども考古学教室）が中止となったため、令和元（2019）年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・COOL CHOICE についてよく理解し、地球にやさしい行動を心掛ける。
- ・地域の環境保全活動に積極的に参加する。

## 事業者の取組

- ・地域の環境保全活動へ参加するとともに、活動を支援する。
- ・ISO14001 を取得するなど、環境負荷を低減した経営に努める。

# Ashikaga City Environmental Master Plan

---